

子どもの権利条約批准 30 年

子どもたちを貧困や差別、戦争の危機から守るには



司会

糀谷陽子さん 子どもの権利・教育・文化 全国センター
子どもと教科書全国ネット 21
山田 功さん 教育子育て九条の会



開会のあいさつ

石川諭紀子さん
教育子育て九条の会

会場の皆さん、オンラインでご参加の皆さん。年末のあわただしい時期に、またこの土日はいろいろな取り組みも行われているなか、ご参加いただきましてありがとうございます。

今回は、子どもの権利条約について学び、子どもが幸せに生きる権利の保障と、その土台となる平和の問題を結びあわせて考える企画をいたしました。

日々の報道を見ましても、今、日本国内も世界各地でも、政治的な不安定と混乱の危機が広がっています。

石破政権は「裏金・金権政治」への国民の怒りを前に、先の総選挙で議席の過半数割れに落ち込みましたが、「政治とカネ」の問題はうやむやにしたまま、一部野党もとりこみながら、政権維持に躍起となっています。

そんな時に、韓国大統領による「非常戒厳」の発動は、権力が国民の自由や人権を奪い、政治活動や言論・出版を統制・支配することを、まざまざと見せつけました。これは同時に、日本でも「改憲派」が憲法に「緊急事態条項」を盛り込もうとしていることの危険性を明らかにしました。

韓国の市民が、そして多くの若者が権力の暴挙に怒り、「民主主義を守ろう」と立ちあがった行動は、日本の私たちにも大きな勇気を与えてくれます。

今年は、子どもの権利条約を日本が批准して 30 年目の節目の年ですが、不登校、いじめ、自殺、そして貧困など、子どもたちをめぐる課題は深刻さを深めるばかりです。こども基本法、こども家庭庁ができましたが、財界の労働力政策や政府の公費削減のためではなく、本当に「子どもの最善の利益」のための施策こそが必要です。

そして何よりも平和でなければ、子どもたちのしあわせを実現することはできません。

「敵から国を守る」という口実で軍備拡大に突き進むのではなく、「子どもの今と未来を守る」ためにどのような施策が必要かを、国や自治体に求めたいと思います。

能登半島地震から 1 年になろうとしているのに、いまだ家屋の再建の見通しもたたず寒い冬を迎えようとしている被災者、こうしたところにも、政治の貧困に憤りを覚えます。

先の総選挙では、「改憲反対」を掲げる党派の議席が 3 分の 1 を超え、「改憲勢力」の議席を、改憲に必要な 3 分の 2 未満に抑え込みました。国民が願ってもいない「大軍拡・改憲」に突き進むのではなく、市民のくらしや子どもたちの安心な日常を大切にする社会に、いまこそ政治を変えるために、力をあわせましょう。

きょうは、平和ゼミナールの高校生・大学生に来ていただいて、若い人たちの思いを発言していただきたいと思っています。また、北海道から九州、沖縄からもオンラインでご参加いただいております。

不登校の親の会や、地域で九条を守るとりくみなどをすすめているみなさん。そして講師の増山均さん、佐藤学さんと、学生時代にセツルメント活動の仲間だったという、なつかしい方も会場に参加されています。

きょうは意見交流の時間を多くとりましたので、それぞれ各地での、子どもたちの様子や平和についてのとりくみなどをご紹介いただきたいと思っています。

どうぞよろしく願いいたします。

子どもの権利条約

制定の歴史をたどり、今に生かす

増山 均 さん

日本子どもを守る会会長
子どもの権利条約市民・NGOの会
共同代表者会議議長



はじめに

こども主体の活動を — 教育と福祉と文化をつなぐ

ご参加の皆さんには、子どもの権利条約について初めてという方から詳しい方までおられるとのことですが、レジュメの最後に資料としてイラストと年表のようなものをつけましたので、最初に、権利条約そのものの歩みについてお話したいと思います。

子どもの権利条約は1989年11月20日に国連で採択され、日本政府は1994年4月22日に批准しました。

子どもの権利条約が国連で採択される頃、私は日本福祉大学で教員をしており、特に児童福祉の講義、それから社会教育や教育学の講義をしていました。

教育は文部省、福祉は厚生省、今は文科省と厚労省と行政的に分離しています。子どもは同一人物なのに、学校と学童保育が離れているとか、福祉と教育の交流が絶たれているものですから、日本福祉大学にいるときに「教育福祉論」という講義を立ちあげ、もっぱら教育と福祉をつなぐ仕事をしてきました。

私は大学生時代にセツルメント活動で子ども会を長くやってきましたので、子ども主体の子ども文化ということをもずっと考え続けてきました。行政的に福祉と教育が分断され、文化に関わる行政はほとんど手薄なので、教育と福祉と文化をつながないと、子ども主体の豊かな生活と発達を保障することは難しいのではないかと考えています。

子どもの権利条約の歴史をふりかえる

子どもの権利条約ができるまで

振り返ってみると1989年、これは偶然ですけども

権利条約ができるちょうど200年前にフランス革命が起こり、人権ということが語られ、貧しい労働者の人権、女性の人権、障害者の人権あるいは、人種・民族的な問題など、様々なレベルの人権保障の歩みがありました。その最後に出てきたのが子どもなんです。

大人は自分たちの主張ができ、社会運動ができます。たとえば、南アフリカで黒人の解放運動をして、弾圧され27年も投獄されながらも、その後大統領になったネルソン・マンデラさんのように、人権をめぐる長いたたかひの歴史があります。しかし子どもは、まぎれもなく人間なんです、最も弱い立場であったわけです。

100年前の1924年に、子どもの権利を国際的に最初に確認した「ジュネーブ宣言」は、わずか300文字ぐらい短いのですが、最初に「人類は児童に対して最善のものを与える義務を負う」という文言が入ります。これがずっと長い歴史の中で、子どもの権利条約の全体、とくに第3条の「最善の利益」につながっていったと思います。

第二次世界大戦後、1948年に「世界人権宣言」ができ、1959年に「児童の権利宣言」が出されました。しかしこれだけでは子どもをきちんと救えないので、この宣言を条約にしようということで、国連は1979年に「国際児童年」の世界的大キャンペーンを行い、10年かけて子どもの権利条約にたどり着いたのです。

忘れてならないのは、日本では第二次世界大戦後、1951年に「児童憲章」というものが作られたことです。これは条約でも法律でもないけれど、世界人権宣言と同じように子どもの権利を高らかにうたった重要な文書です。これについては後で詳しく触れます。

子ども権利条約ができて、日本政府はなかなかこれを批准せず、ずっと後ろ向きでした。そこで1989年から5年間、権利条約の批准促進運動を展開したのです。様々な団体が大きな運動をし、やっと1994年に批准され、158番目の締約国になりました。

子どもの権利条約とは

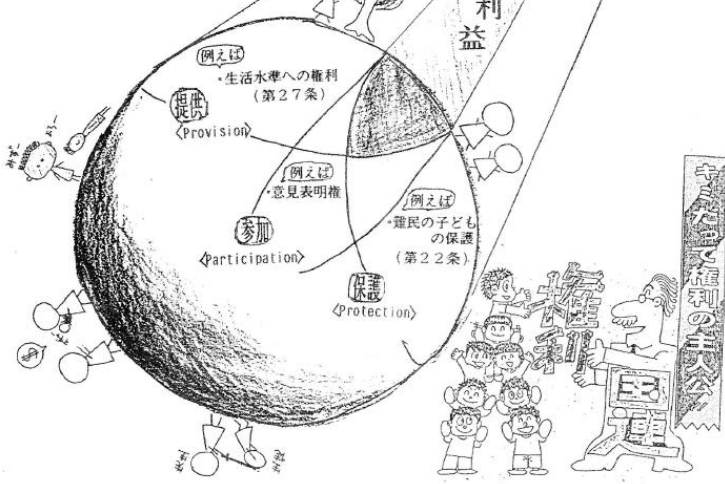
この条約は全部で54条ありますが、前文には歴史が書いてあって、第一部が1条から41条まで、第二部が42条から45条まで、そして第三部が46条から54条までの手続き的なことを決めた条文です。

パート I

- 第1条 「子ども」っていつまで?
- 第2条 差別はない、されない
- 第3条 子どもにとって一番いいこと
- 第4条 この条約を活かすために国がすべきこと
- 第5条 親の指導は尊重される
- 第6条 命を大切に、すてきに生きよう
- 第7条 君の名前は?国語は?
- 第8条 君はかけがえのない「キミ」
- 第9条 両親とははなされない、そして幸せに暮らす
- 第10条 家族と会うのに困るはない
- 第11条 外国に勝手に連れていかないで、閉じ込めないで
- 第12条 自分の意見をどんどん言おう
- 第13条 言うんだ、知るんだ、伝えるんだ
- 第14条 心の中までほげほげにも決められない
- 第15条 みんなで集まる自由、仲間と結びあう自由
- 第16条 ヒミツだよ、だれにも知られたくないことだってある
- 第17条 情報のアンテナをはろう
- 第18条 親が育て、国が見守り、助ける
- 第19条 親だって復をなくれない
- 第20条 家庭のこわれた子どもは国が守るよ
- 第21条 新しく親子関係を結ぶ場合に守るべきこと
- 第22条 救おう、難民の子どもたち
- 第23条 障害児は特別に守られる
- 第24条 健康と医療は第一に大切
- 第25条 正しい治療がされているか点検できる
- 第26条 よりよく生活できるためのお金を国が出す

1989.11.20 コロムビア
『子どもの権利条約』が国連で採択されたよ!

日本福祉大学常山ゼミナール
17名との自由をテーマに 1990年6月



- 第28条 学びたいんだ、だれもが学べるんだ
 - 第29条 かぎりない発達を求めて学ぶ
 - 第30条 自分の民族と文化を大切にしよう
 - 第31条 もっとゆとりを、もっと遊びを、もっと文化と芸術を
 - 第32条 子どものためによくない仕事は禁止
 - 第33条 麻薬は怖いよ
 - 第34条 子どもは「大人のおもちゃ」じゃない
 - 第35条 さらわなないで、売らないで、子どもは商品じゃないんだ
 - 第36条 子どもはあらゆる有害なごまかしから守られる
 - 第37条 死刑・拷問はやめて、自由を奪わないで
 - 第38条 戦争にまきこまないと、兵隊にしないで
 - 第39条 犠牲になった子どもの心身をやし、社会にとりもどす
 - 第40条 子どもが裁かれる場合は ていねいに扱われる
 - 第41条 いま法律は引きごころ
- パート II
- 第42条 この条約を大人にも子どもにも知らせること
 - 第43条 「子どもの権利委員会」がつくられる
 - 第44条 条約を守られないかどうか悩まさない
 - 第45条 「子どもの権利委員会」はこんなことをする
- パート III
- 第46条 別の国語を話せる
 - 第47条 国語を話せば、努力をしない
 - 第48条 いつでも加入できます
 - 第49条 いつ、どのように参加出来るか
 - 第50条 この条約を認めるには
 - 第51条 書きかかっている条約があるときは
 - 第52条 国にこの条約をやめるとき
 - 第53条 この条約を批准する国連加盟国が

本体は1条から41条までのところですが、そこに子どもの権利の様々な内容と課題が書き込まれています。42条には、大人のみならず子どもにも、適切かつ積極的な方法で権利条約を知らせようといわれています。

そこで1990年6月、日本福祉大学で学生と一緒に、子ども向けのテキストを作り、そこにこのイラストを示しました。地球の絵が描いてあります。おそらく日本で最初の、子ども向けの権利条約紹介の資料だと思います。権利条約の長い文章を一言で、1行~2行で、子どもにわかるようにするにはどうしたらいいか、何度も議論して作りました。

例えば第3条の「最善の利益」は、「子どもにとって一番いいこと」というように、子どもにわかるような言葉で、難しい条文をリライトしました。地球上にはさまざまな子どもたちの問題があって、とりわけ貧困や戦争、紛争の中で、十分な食料も薬もなく、遊びも学ぶ機会もない中で、太陽が地球上のすべての子どもたちを照らし、子どもたちに権利を保障する大切な光が注がれているというイメージです。

「What's 国連子どもの権利条約」常報旬報に、1990年9月20日

子どもの権利条約までの歩み

世の中の流れ

「人間を人間として考え、子どもを子どもとして考えなければならない」と、ジャン・ジャック・ルソーは「子どもの権利」を説いた。

産業革命の中で、子どもや青少年が労働力として使われるようになった。イギリスで「工場法」ができて、過酷な青少年労働の長時間労働が禁止された。

ロバート・オーエンのうに貧しい青少年労働者を救うのをやめ、義務学校という教育施設を作った。

日本の産業革命の中でも、子どもに女性が労働した。あつり労働した女性の労働力が多くなった。

第一次世界大戦の中で、多くの子どもが犠牲になった。

関東大震災 (1923年)

世界恐慌 (1929年)

満洲事変 (1931年)

第二次世界大戦 (1939年)

広島、長崎に原爆が投下された (1945年)、大量の市民、子どもが死んだ。また日本軍の暴行によって多くのアジアの人々、子どもが死んだ。

朝鮮戦争 (1950年) 朝鮮半島の38度線で、大韓民国軍と朝鮮民主主義人民共和国軍の衝突が激化。この1年間の戦争で、朝鮮人の死んだ人、負傷したりした人は、750万人にのぼった。

サンフランシスコ講和条約 (1951年)

日本国憲法制定 (1946年)

ベトナム戦争 (1950~1975年) アジア、アフリカ地域では独立を達成したものの、諸外国の経済的、政治的な支配下に置かれていた国も多く、武力紛争が続いた。

アフリカの解放闘争も、多くに個人自由のベトナム戦争は1975年の長きにわたった。また、ラオス、カンボジアでも同様のことが、民族の虐殺や難民問題など、家人間衝突に及びることが続いた。

一、アフリカでもベトナム戦争 (1957~1975年) やエリトリア戦争など内戦があつた。多くの犠牲者を出した。また、東アフリカ地域では、人権問題が深刻化し、再び、国際社会の注目を浴びている。

イラン・イラク戦争 (1980~1988年)

チェルノブイリ原子力発電所事故 (1986年)

天安門事件 (1989年)

ベトナムの解凍 (1989年)

子どもの権利の歴史

1789年 (18世紀後半)

人権宣言

フランス革命において「人は、自由かつ権利において平等に生じています。すべての人間は、基本的人権の備わっているという歴史的宣言がなされた。

第一次世界大戦

1924年

ジュネーブ宣言

「人は児童にたいして最善のものを与え義務を負う」と書かれた5ヶ条からなる国際連盟による最初の子どもの人権宣言。

第二次世界大戦

1948年

世界人権宣言

世界のすべての人の尊厳と平等の権利を承認することが、自由、正義、平和の基礎であることを宣言。母と子の特別の保護と援助も権利と書きこかれた。

1951年

児童憲章 (日本)

日本国憲法の精神にそって、児童は、人として扱われ、社会の一員として尊重される。よい環境のなかで育てられる。どうしたかわたが児童の子どもの権利宣言。

1959年

児童の権利宣言

「世界人権宣言」に基づいて、国連連合が子どもの人権について特に注意を払った宣言である。ジュネーブ宣言の精神が引きつれている。

1966年

国際人権規約

「世界人権宣言」を「経済的、社会的及び文化的権利」と「市民的及び政治的権利」の国際規約へと発展させ、基本的人権保障への法的拘束力をつけた。

1979年

国際児童年

「世界人権宣言」がうたわれてから20日、子どもの権利が守られているかどうかを国際的に確認し、世界の子どもたちの現実を見直そうとした運動。

1989年 11月20日

子どもの権利条約

「児童の権利宣言」を実行するべき第一と発展させた。子どもの人権に関する人道上最も重要な条約。

当時、「3つのP」ということが言われていました。ひとつは子どもたちを守る、保護するという Protection (プロテクション)、子どもたちに医療品、食べ物を提供する Provision (プロビジョン)、それから子どもたちの参加という Participation (パーティシペーション)です。この3つのPが権利条約の重要な中身だと語られていましたので、その3つの光がすべての子どもたちに注ぎ、交わる場所に「最善の利益」があるというようにイメージしたのです。改めてふりかえってみて、結構よくできているなと思っています。子どもに短い言葉でわかりやすく伝えられる資料は今でも少ないのではないかと思います、この資料はまだまだ生命力があるなと思って、皆さんに提供している次第です。

その後、労働旬報社（今は旬報社）から「冊子にして発行しませんか」というお誘いがありまして、1990年9月に『WHAT'S 国連子どもの権利条約』を作りました。これはすでに絶版で手に入らないんですが、結構よくできているので、再版するといいいかなと思っています。このパンフレットを作った時に年表的なものがあるといわれ、収録したものが、資料に載せた「権利条約までの歩み」です（前図）。非常に大雑把な歩みですが、重要なところは押さえられていると思います。

権利条約を批准すると

条約第44条に、締約国つまり条約を批准した国は国連子どもの権利委員会にその国の権利保障の実態を報告しなければならないという規定になっています。その報告を国連が審査しますが、審査にあたっては、私たち市民団体も報告書を提出することができ、子どもたちが国連子どもの権利委員会の本部のあるジュネーブへ行って直接発言することもできます。

政府の報告だけでは「こんないいことをやっている」と書くのが普通なので、市民サイドからもきちんとした実態を報告しています。それらを受けて国連がそれぞれの国に「ここはいいですよ。しかしここは改善なさい」という勧告を出します。

このしくみが、子どもの権利条約が単なる宣言ではなく、法的な拘束性を持った条約だということであり、これは非常に重要なしくみです。

批准した国は、最初は2年後に報告書を出す、その後は5年おきに報告書を出して審査を受け、子どもの権利

委員会から勧告文書が出る。日本は、批准した1994年の2年後、1996年に第1回の政府報告書を提出しました。そしてこれまでに4回の政府報告書を出しました。4回目は4回・5回をまとめた統合報告書となっています。

その後は6回・7回の統合報告書を、2024年の11月21日に出さなくてはならないことになっていました。ただ国連も忙しく190数か国の批准国とやりとりするわけですから審査がずれ込んでいきました。とりわけ今、国連は世界各地の紛争や戦争に対する対応がかなり大変のようで、予算も厳しいようです。

そこで国連は今年の1月から、報告書審査のしくみを新しい方式に変え、報告書の検討のやり方をスピードアップさせていくようになりました。今その転換期にあつて、政府の報告書も市民サイドの報告書も次の提出がいつになるかというのはまだはつきりしていません。

国連勧告の5つのポイント

国連から日本政府に対する第1回目の勧告の時から共通に、5つぐらいの重要な改善課題が書いてあり、それは今も重要であり続けています。

ひとつは、権利条約に基づいて、国が子どもの権利の基本を示す国内法をつくり、具体的なとりくみをすすめるなさいということです。

二つ目には、裁判にも条約を活用して判決を出しなさいということ。三つ目には、政府から独立した監視機関、子どもコミッショナーとか子どもオンブズパーソンという独立した監視機関をつくりなさいということ。四つ目には、条約の関連文書を印刷し配布して、権利条約を大人にも子どもにも普及しなさいということ。その際どういう政府報告書が国連に送られたのか、さらに国連からの勧告をすべての人が読めるようにしなさいということです。多分みなさんは、子どもの権利条約を自分で入手して持っていると思いますが、行政から配られた子どもの権利条約の冊子を持っているという人はいないと思います。そもそもつくっていませんから。

さらには、子どもに対しては教育課程の中に、つまり教科書に子どもの権利条約をきちんと組み込んで伝えなさいと言っている。最近では子どもの権利条約を位置づけた教科書も増えてきましたが、すべての教科書が必ずしも子どもの権利条約を扱ってはいません。まだまだ不十

分です。

それに加えて、教師や社会福祉関係や子どもに関わる大人に、子どもの権利条約の研修や再研修をしないとやっている。警察官にも、さらには自衛官にもやりなさいと書いてあります。子どもに関わる大人たちに、子どもの権利条約についての教育・再教育をきちんとやりなさいと、国連文書の中に書いてあるのです。

そして、五つ目に、これは何度も話題になっていますが、日本の競争的な教育制度の改善を求めるといことです。学力テストが悉皆調査にされ、公表される。競争が学校やクラスや教育委員会、地方自治体に持ち込まれ、子どもたちの学力競争が組織されている。そのことが子どもたちの様々な発達上のトラブルを生み出していることなど、競争的な教育制度の改善を、これまで4回すべての国連勧告で求められ続けてきています。

一定の前進を活用すること

昨日、こども家庭庁に行って担当の方々と若干の意見交換する機会がありましたが、皆さん非常に熱心でした。子どもの声を聞き、それを政策に反映させるということをや若い職員の方々が語られました。

そういう点では、2022年にこども基本法ができたことは5つの課題の中の新たな国内法の立法化ということが実現したと言えます。条約の批准から30年近く経って、やっと日本政府も子どもの権利条約に関わる国内法をつくった、これは大いなる前進だと思います。

私たちは権利条約の実効化を求め続けてきましたので、そういう流れの中でこども基本法ができたというのは大きな前進です。その中に、子どもの権利条約の理念に関わる文言が書き込まれました。子どもの意見表明を大切にすること、最善の利益を大切にするという、権利条約の重要な骨格が言葉としても書き込まれました。

学校教育に関わっては、2022年に改訂された「生徒指導提要」にこども基本法とともに子どもの権利条約の一般原則を理解しておくという文言も入り、校則の見直しに子どもたちの意見をきちんと反映させていくことが求められています。児童福祉法が2016年に改正され、その第一条に「児童の権利条約の精神に則り」と書かれたことなど、福祉や教育に関わるいくつかの法律に子どもの権利条約が位置づけられていることは、非常に大きな前進だし、それらを活用していくチャンスが到来してい

るというように思います。

こども基本法には 子どもの権利の思想が位置づいているか — 反省的総括の欠落

その1 30年単位でふりかえる

ところで、この30年間、政府が子どもの権利条約をどう扱ってきたのかということ抜きにして、権利条約の文言が入った法律ができたから万歳ということにはならない。私はそこに違和感があるんです。

こども基本法の価値は認めますし、それを活用したいと思っています。しかし、こども基本法とこども家庭庁には、この30年のあゆみへの反省的な総括が欠けているのではないかというのが私の見方です。

反省的総括をする場合の手がかりとして、3つのことをあげてみたいと思います。

一つはこの30年間、次には70年間という歴史、さらに今年はジュネーブ宣言100周年ですから、100年という時間で歩みを振りかえてみることで、この3つの点を手がかりにしてこども基本法に本当に子どもの権利の思想・精神が入っているのかどうか確かめたいと思います。

① 「特別な法律は必要ない」と言っていた

— 文部次官通知

日本は1994年4月22日に子どもの権利条約を批准し、その1か月後5月22日に発効したのですが、その直前に当時の文部省が文部次官通知(1994年5月20日)を出しています。これは非常に問題がある文書で、権利条約はできたけれども、憲法をはじめ、教育基本法、日本の国内法で子どもの権利については保障されているから、特別に子どもの権利に関わる法律をつくる必要はない。子どもの意見表明権も一般的なことが決められただけで、具体的対応は必要ありませんと言っていたのです。国連とのやりとりを中心に担ってきた外務省も、「新たな立法化は必要ない」と言い続けてきて、それが、学校現場で子どもの権利条約の普及と活用が阻まれてきた背景にありました。

② 競争的な教育制度への総括がない

その間に、競争的な教育制度のもとで、不登校や校内暴力などいろいろな問題が出てきましたが、日本政府はそれを解決するという前向きな姿勢にはなっていません。どちらかというと後ろ向きでした。

きわめつけは、政府は国連に第4回・5回報告書を出したときに、国連が日本の教育を競争的教育制度と言い続けるなら、その証拠を示せというような居直り的な文書を出しているのです。そういう状況を知って私たち市民・NGOの会は、「それはおかしい。詳しい実態を国連に伝えよう」と報告書づくりにとりくんできました。

2013年に全国学力テストが悉皆化され、それ以降いじめ、不登校、校内暴力などの数値が広がっていることを挙げながら、問題が表に現われた子どもだけではなくその裏にはストレスを抱えた膨大な子どもたちがいる、そして様々な発達上の問題を抱えているということを市民サイドから国連に報告しました。

それらを受けて国連からの第4・5回審査後の勧告の中で、「日本は、学校教育が競争的であるにとどまらず、社会そのものが競争的であり、そのために子ども期が失われている」という指摘が出されたわけですね。

こういう経過を受けとめてこども基本法ができ、こども大綱ができているならいいと思いますが、残念ながら政府の後ろ向きな姿勢・経過についてはいっさい総括されてないのです。

確かにこれまでは外務省が中心に報告書を提出し、教育については文科省が関わってきたので、こども家庭庁は新しい部局ですからこれまでとは関係ありませんと言えばそれまでかもしれません。しかし、少なくともこども家庭庁は省庁横断の“司令塔の機能”を果たすと高言して発足し、他の省庁と連絡をとりつつも中心になって子どもの権利条約の普及と子どもの権利保障をすすめると言ったわけですから、これまでの総括はきちんとしてもらわないと困ります。

③ 深刻な子どもの実態をどうするのか

文科省がいじめの認知件数や不登校、校内暴力、自殺の数を発表しています。2013年段階の数と2024年の一番新しい数を比較して資料を作ってみました。

いじめの認知件数については、最新の調査結果は73万件超で、2013年から53万件も増えている。不登校の最新の数字は34万6482人で、22万6865人増えている、いずれも急速に増えているわけですね。

確かに今、こども家庭庁は「こども若者★いけんぷらす」というサイトをつくり、子どもの意見を聞くことに力を入れています。「こどもまんなか社会の実現」に向けて子どもの意見を聞くということには賛成ですが、権

利が侵害されている当事者の声が集まっているのでしょうか。また子どもたちの権利が侵されている様々な問題について、根本的にメスを入れるような施策が考えられているのでしょうか。これまでやってこれなかったことをきちんと反省し、総括がなされていなければ、私は心の底から賛成とは言いにくいのです。

この30年間をふりかえった場合、こども基本法もこども家庭庁もそれらをきちんと総括しないままに動きだしている。あの文部次官通知と同じように、「すでにこうしたことにはとりくんでいるからあまり大きな問題はない」と、いわゆる棚上げ論のまま続いていくのではと心配しています。

その2 70年単位でふりかえる

児童憲章とその歴史的役割・意義への反省的総括がない

次に70年単位で考えてみましょう。先に述べたように、1951年に日本での子どもの権利宣言と言える児童憲章ができていました。児童憲章は今も母子健康手帳に収録されていますから、読むか読まないかは別にして、子どもを育てるすべての親たちの手に児童憲章が届けられています。この児童憲章こそ、「憲法・児童憲章・子どもの権利条約」と捉えるべき、世界の人権保障の流れの中でできた平和と人権の精神が貫かれている文書だと私は思っています。

児童憲章は憲章であって法律でないので拘束性が弱いとはいっても、その精神の輝きにおいては非常に価値が高く、今でも重要なものだと思います。

何よりも、戦争の反省と平和ということを大きく掲げていますし、人権、子どもの権利ということにとどまらず、「子どもの尊さ」子どもリスペクトを宣言しているのです。当時の宣誓式で吉田茂首相はあいさつの中で、「子どもの人権」とともに「子どもの品位」を大切にすることと言っていたのですが、この品位という言葉は非常に重要だと思います。

しかし、朝鮮戦争が勃発して日本の逆コースが始まる中で、児童憲章は発足と同時に棚上げになりました。

次の年1952年に、「日本子どもを守る会」が誕生し、児童憲章の完全実現と子どもたちを戦争から守ることを高く掲げて、今日まで70年間子どもの権利保障の運動をやってきました。

1964年から発行されている「子ども白書」をお持ちの

方もおられると思いますが、子どもの権利の具体化を児童憲章に基づいて取り組み、多くの市民団体が子どもの権利保障の運動を継続してきているのです。

児童憲章が持つ価値と歴史を抜きに、突然降ってわいたかのようにこども基本法が作られました。その国内的ルーツはどこにあるのでしょうか。

「こども大綱」では、「憲法・こども基本法・子どもの権利条約」というように、いつの間にかこども基本法が憲法と子どもの権利条約のあいだに収まっていますが、ちょっとそれは怪しい、あまりにも歴史が無視されていると思うんです。

「憲法・児童憲章・子どもの権利条約」がベースなんです。児童憲章は法律ではないが、その精神において憲法と響きあうものです。児童憲章はその冒頭に「日本国憲法の精神にしたがい」と始まります。憲法・児童憲章・子どもの権利条約ということに基づいて「憲法・こども基本法・子どもの権利条約」と言うならわかりますが、児童憲章には一言も触れていません。つまり、子どもの権利を守る今までの歴史をどう見るのかということをお聞きしたい。

そうした児童憲章に基づく歴史の流れを抜きにして、子どもの権利という言葉が散りばめられたからといって、子どもの権利思想と魂の入った法律になるとは思えません。

子どもの権利・声を集めた著書

児童憲章ができた同じ年、1951年に、注目すべき3冊の本が出ています。一つは、『やまびこ学校』（無着成恭、青銅社）です。厳しい暮らしを見つめる子どもの生の声を収録したこの本は、戦後日本の新しい教育を展望していく重要な指針になりました。

二つ目は『親と教師への子どもの抗議』（鈴木道太、国土社）です。これはまさに子どもの意見表明権に注目した先駆けの書です。子どもたちは生活の中で様々な不満を感じていて、親と教師への抗議の声がいっぱい入っている本です。一つだけ紹介してみましょう。

「ある日晩ごはんを食べてからお父さんが新聞を読みました。僕と兄さんはラジオを聴いていました。するとお父さんは音楽が嫌いなのでラジオを止めると言いました。その時、お母さんが、子どもたちが聴いているのに可哀想だと言いました。するとお父さんは急に立って行ってお母さんを殴りました。その時のお父さんは大嫌いです。」

児童憲章（1951年5月5日制定）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一、 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二、 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三、 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四、 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五、 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつかかわれる。
- 六、 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七、 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八、 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九、 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十、 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は適切に保護指導される。
- 十一、 すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二、 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

こういう声がいっぱい収録されています。まさに子どもの意見表明を集めた本なのです。

もう一冊は、『原爆の子』^{おさだあらた}（長田新、岩波書店）です。日本子どもを守る会の初代会長である長田新は、有名なペスタロッチ学者ですが、自らも広島で被爆し、GHQ

によるプレスコードの下で、被爆した子どもたちの声を集めて作文集をつくりました。集めた千数百人の子どもの声から105人をセレクトして編集しました。この本は今、10数カ国に翻訳されていますが、この本もまさに子どもの声に注目しています。

児童憲章は一つの象徴ですが、その背後に子どもを大切に、子どもの声を集めるという視点を持った人たちがいっぱいいたのです。これらは今、子どもの権利条約の精神に基づいて様々なとりくみをすすめる時の重要な財産と言えるでしょう。

児童憲章に一言も触れず、その背後にある歴史と財産に目を向けずに、条約の言葉を組み込んだから子どもの権利条約に関わる法律だというのは、ちょっと底が浅いのではないのでしょうか。

ということで、70年単位で見てもいろいろお話したいことがあります、時間の関係で先へ行きます。

その3 100年単位でふりかえる

日本における「子どもの権利」思想の展開

ジュネーブ宣言から100年という節目の年ですが、100年単位で見た時はどうでしょうか。

権利条約の前文のところに書かれているように1924年9月にジュネーブ宣言が作られました。実はそれより3か月前に、わが日本では賀川豊彦が東京の深川で「子供の権利について」という講演をしています。この方は、戦前の労働運動、農民運動、生活協同組合運動など、民衆運動を始めた大先達です。

賀川豊彦の「子どもの権利論」は非常におもしろくて大切な中身を述べていたのですが、「6つの権利」ということを言っています。「食べる権利」「遊ぶ権利」「寝る権利」、そして「叱られる権利」です。子どもには「叱られる権利」があるという指摘は意味が深く、「叱るー叱られる」権利の内容を、特に権利条約第5条の「親その他の者の指導の尊重」との関連でも深めなくてはいけないと思っています。それに加えて、子どもは親に「夫婦喧嘩をやめてもらう」権利があり、さらには「禁酒を要求する権利」があると述べていました。

賀川はその後アメリカに渡り、翌1925年にはスイスで「ジュネーブ宣言について」という講演をしています。いち早くジュネーブ宣言に注目し、同時に子どもの権利について語った人が、100年前の日本にいたのです。

ジュネーブ宣言100年というだけではなく、当時、日本の先達がどういうことを考え、述べていたのか、私たちはその歴史にしっかりと目を向けていく必要があるし、その知見を吸収した上で、国内法である「こども基本法」が重要なのだということを言わなければならないと思います。

子どもの権利の発展史に学んで

もう一つ、ぜひ教育関係や福祉関係の方は鈴木道太という人物の仕事を振り返っていただければありがたいです。早稲田大学大学院で、院生の皆さんと一緒に鈴木道太が残した本や書類を紐解いて『鈴木道太研究』（明誠書林、2021年3月）という本をまとめました。

鈴木道太は、戦前、戦中、戦後を貫いて重要な仕事をした人です。生活綴り方教育では、国分一太郎や村山俊太郎が有名ですが、鈴木道太も戦前、綴り方教師として非常に重要な仕事をしました。しかし戦中に治安維持法で捕まり、実刑を受け2年間投獄されました。戦後は、教壇に戻れず、新しい児童福祉の分野の仕事を切り拓くこととなります。宮城県庁の職員として福祉事務所や児童相談所でケースワークの仕事を開拓し、さらに重要なことは、子どもの健全育成の仕事、地域や学校外の活動に関わって、地域子ども会などについても大変力を入れて取り組んだ人です。

私が学生セツラーになった時、部室の中にいろんな本があり、その時初めて日本子どもを守る会の『子ども白書』を読み、鈴木道太の『地域子ども会入門』（新評論、1961年）という本もあって、鈴木道太という人の名前を知りました。

鈴木道太は、戦前・戦中・戦後を生き抜いた人であり、同時に子どもの教育と福祉と文化をつないだ稀有な人で、子どもの自治と意見表明をも重視したその先駆的業績は、今後注目されることになると思います。

というようなことで、30年間、70年間、さらには100年間をふりかえっても、どうもこども基本法には、わが国の子どもの権利を守る長い歩みに根っこが届いていない、根なし草だなど思うのです。

本当に子どもの権利条約の精神を生かして、こども基本法が生きて働くものになるとすれば、子どもの権利保障にかかわる先駆的実践や運動の遺産に学び、これまでの歩みにきちんと向きあって総括をし、歴史の教訓を吸

収して、権利思想の歴史に根をはって進んでいかなければいけない、というのが私の見解です。

子どもの権利条約から何を学び、どう生かすか

課題1 意見表明権の保障が理解されているか

次の大きな検討課題として、子どもの権利条約から何を学び、どう生かすかという点があります。

一つは、こども基本法も意見表明権に注目して、こども家庭庁が子どもたちを集めて声を聞き取り組みを展開しています。それはそれで価値のあることですが、意見表明権をどう理解するかということが重要です。

条約の批准後、最初のころ意見表明権というのは、文字通り子どもに発言の機会・プレゼンテーションの機会を与えることと捉え、子ども議会とか子ども国会とか、子どもの発言を聞く場を設定していました。しかしその後は、むしろ子どもの声とは何かと、声のとらえ直がすすみました。

国連も世界とのやりとりの中で意見表明とは何かということを進めていきましたが、英文では **own views** という言葉が使われており、言葉だけではなくて、子どもの様々な表現、しぐさなど、とりわけ赤ちゃんや障害を負った子どもたち、言葉でうまく表現できない子どもたちの権利を保障するという視点から、単に言葉だけ聞けば良いということではないということが理解されていきました。

この間の国連の文書を見ると、子どもたちの絵とか、写真や動画など、そういうものも子どもの表現の一つとして提出してくださいと言っています。

大切なのは言葉だけではなく、子どもたちが日々感じている感じ方とか思いや願い、そういういわば「声なき声」をきちんと受けとめることが重要なのだと思います。

私たち市民・NGOの会では、子どもと大人の受容的・応答的な関係こそが重要であり、子どもの側だけでなく、それを受けとめる大人の側の問題をセットで捉え、大人の側の問題を重要な課題として捉えています。

子どもたちが意見を言おうと思っても、学校の教師が聞く耳を持たない態度であったり、忙しくてそれどころじゃないよということであったら、全く子どもの声を聞くことはできませんし、子どもは声を出しません。

意見を聴くための場づくりではなく、日々の暮らしの中で、教師と生徒が、あるいは親と子が、地域の大人と子どもたちが、子どもたちのさまざまな表現・表出を受けとめていく共感力や想像力が重要であり、時に忍耐力が必要であることが国連の文書の中に示されています。

いま学校現場で教師が不足しているとか忙し過ぎるという状況を放っておいて、子どもの意見を聞く場所を作っても、子どもの権利保障は出来ません。大人の側に生活のゆとり、心のゆとりがなければ子どもの権利保障は難しいでしょう。

子どもの意見表明権のとらえ方とそれを実現するための方向については、今後実践的に検討すべき課題が多いのではないのでしょうか。

課題2 「4つの一般原則」を書き込めば条約を位置づけたことになるのか

二つ目の大きな問題は、こども基本法には国連子どもの権利委員会などが強調している4つの一般原則が書き込まれていますが、それだけでいいのかということです。

一般原則は、第2条「差別の禁止」、第3条「最善の利益の保障」、第6条「生命・生存・発達の保障」、第12条「意見表明権」ですけれど、子どもの権利保障はそれに尽きません。一般原則というのは、条約の条文全体に貫かれている重要な基本原則ということなのでしょうが、子どもの権利の保障を考える場合、基本原則の中に「子どもの遊び」が位置づかないということはあり得ないと思っています。遊びの中で、子どもは最も主体的になるし、最も豊かに自分を表現します。そして子どもの心と体を活性化させ、仲間と共に生きる喜びをもたらします。したがって子どもの権利条約第31条が一般原則の中に位置づけられなければならないと思っています。

日本弁護士連合会が「子どもの権利基本法案」を2019年に提起しています。私はこれは非常に優れた提案だと思っていますが、第6条の生命・生存・発達の権利の中に条約の第31条、つまり子どもの遊びの権利を入れないと、本当の意味で子どもの生存・発達の権利にはならないと言っています。この視点はとても重要であり、日弁連がその後さらにその視点を展開するかと思っていたら、あまり展開されていないのが残念です。

そこでここで31条の問題に改めて光をあててみましょう。条約の31条には3つの中身が書き込まれていて

います。それは、①休息・余暇権、②遊び・レクリエーション権、③文化的生活・芸術への参加権です。

とりわけ私は、休息・余暇の権利というところに注目しています。ゆっくり休む時間や、のんびりする時間がなければ、たくさんのストレスをため込んでいる日本の子どもたちは、学びも遊びも豊かに展開できません。

しかし、日本社会では大人も子どもも余暇権が保障されていないので、「余暇とは何か」を正確に理解できるわけがありません。

余暇、気晴らし、あそび

子どもの権利条約は6カ国語の正文ができていますので、比較・検討をしてみました。子どもの余暇について一番わかりやすいと思ったのが、スペイン語の条約正文です。スペイン語には *ocio*(余暇)という言葉があるんですが、それを使わずに、31条では *esparcimiento* (気晴らし)という言葉が使われている。子どもには気晴らしの権利があるのです。もっとわかりやすく言うと、のんびりしたり、ぶらぶら、だらだら、ごろごろする権利がある。そこまで言うと、多くの真面目な先生たちには批判されそうですけれど、それでもなお、子どもにはそういうふうに自分の時間を使う権利があると思うのです。

国連は2000年から、世界各国とのやりとりの中で得た知見を、ジェネラルコメント(一般的意見)というかたちで問題提起しています。一番新しいところでは、司法へのアクセスの問題(24号)とかデジタル環境問題(25号)、気候変動問題(26号)などがあります。

2013年のジェネラルコメント17号は31条の「休息・余暇・遊びの権利」についてとりあげた文書で、その中には、「子どもが望むのであれば基本的には『何もしない時間』を持つ権利がある」と書かれています。これは非常に重要で、子ども自身が大人に束縛されない自由な時間を持ち、そこから出発して遊びを展開しないと、本物の子どもの遊び活動にはならないということを示唆しています。

あそび と 遊び

条約第31条をめぐる問題について、私は30年くらい前からずっと同じことを言い続けてきて、何冊か本を書いたりパンフを作ったりしています。『ゆとり・楽しみ・アニメーション』(旬報社、1994年)『余暇・遊び・

文化の権利と子どもの自由世界—子どもの権利条約第31条論』(青踏社、2004年)『「あそび、遊び」は子どもの主食です!』(Art.31、2017年)などの中で、ひらがなの「あそび」と漢字の「遊び」を区別と関連の中でとらえようということを提案して来ました。漢字の「遊び」は先生や指導員・大人がプログラムを提供して取り組む遊び活動のことです。文化(財)として形成・継承されてきた遊び活動には面白さが組み込まれているから、それをやると確かに盛り上がりません。しかしそれが子どもの遊びになるわけではありません。

遊び活動に入る前の段階が大事で、子ども自身がそこに参加するのもよし、参加しないのもよし、子どもたちが選ぶとる時間、すなわちひらがなの「あそび」を保障しないと本当に子どものものにならない。

学童保育などで、指導員が準備したいろんな遊び活動を展開したあとに、子どもたちが寄ってきて「これから僕らで遊んでいいですか?」と言ったといいます。それまでの遊びは何だったのか。楽しく盛り上がっているように見えても、それは「遊ばされて」いたのです。

「あそび」の保障こそが、日本の子どもたちの問題を解決していくための重要な切り口だと思います。

大人に与えられた時間や活動ではなく、子ども自身がその使い方を決められる時間・子どもの自由時間、気晴らしでもよし、意味のある活動でもよし、大人の価値観で子どもに与える活動や時間ではなく、子ども自身が選択し決めることのできる時間・子どもの時間を保障することこそが、子どもの権利条約が求める「子ども期・子ども時代の保障」にとって重要なポイントでしょう。権利条約の一般的原則の中でも基本的柱であると言われる条約第3条は「best interests (最善の利益)」と訳されていますが、むしろ子どもの「一番の興味」あるいは「最高の面白さ」と理解すべきものであり、それゆえにこそ、子どもの権利保障の基軸に{子どものあそび・遊び}が据えられねばならないと思うのです。



あそびと遊び (play) とアニメーション

日本語には気晴らしやゆとりが、生活に不可欠であることを示す「あそび」や「にげ」という言葉があります。

自動車のハンドルやクラッチを動かした時に、手足の動きが直接伝わる前の幾分かゆりのある部分を「あそび」と言い、機械仕掛けにはどこかに必ず「あそび」や「にげ」を作っておかねばならないといわれています。これらの機能は、一見無駄のように見えるが、この「あそび」や「にげ」があるからこそ運動がスムーズになり、安全にとって不可欠の機能です。

子どもにとっても大人にとっても、日々の暮らしの中で、張り詰めた気持ちを弛緩させ、心に余裕を与えるあそび・気晴らしが出来る「にげ場」が必要です。「あそび」「にげ」があってこそ、子どもの「遊び」が子ども自身のものになります。大人が準備して主導する遊び活動ではなく、「あそび」の中から子ども自身が創り出したものが「遊び」なのであり、「あそび」のない「遊び」は、一時的にどんなに盛り上がりながらも、それは「遊ばせ活動」に陥る可能性があります。

遊びは子どもの発達と生活の充実にとって積極的な意味があります。遊び (play) の本質は、演劇 (play) や文化・芸術活動にも共通することですが、生き生き (うきうき、わくわく、はらはら、どきどき) する心の躍動、魂の活性化すなわち「アニメーション」にその本質を見出せます。

アニメーションとは何か

アニメーションとは、ラテン語のアニマ anima (命・魂) を活性化させることです。英語のアニメーションと同義語で、命なきものに生命力・活力を吹き込み、心身を活気づける営みです。すべての人間が持って生まれたその命・魂を生き生きと躍動させるアニメーションは「面白い・楽しい・心地よい」という経験をもたらします。

日本語では「活性化」すること、古語にある「動く (ゆるぐ)」という言葉がアニメーションの語義にもっとも近いものです。アニメーションは、「教え・学ぶ」ことによって人間は発達するとする「教育 (education)」の概念と違って、子どもも大人も同じ人間として、余暇 (気晴らし) や遊びを含めた文化的諸活動を通して、精神を活性化させ、個々の人間が豊かに発達していくことをとらえた概念です。そこには、「学ぶこと」や「働くこと」をも根底から支える人間の根源的なエネルギーを生み出す機能が捉えられています。(詳しくは上記『ゆとり・楽しみ・アニメーション』旬報社、1994年、『アニメーションと日本の子

育て・教育・文化』本の泉社、2018年を参照のこと)

持ち時間が来てしまいましたので、途中で私の話を終わります。

補足発言 レジメの課題3 について
聞きたいとの質問に答えて



子どもたちは学ぶためだけに学校に行くの？ と私はいつも思っています。学ぶより前に、友だちと遊びたい。自分の子ども時代、「きょうは野球ができるな」とか「〜たちと遊べるな」と思いながら学校へ行った記憶が強い。学校は、本来学びの場であるけれど、それだけでなく、子どもにとってどういう場なのか。学童保育もそうですが、子どもたちがかかわるいろいろな場所で、子どもにとって共通に重要なことは何かをおさえておくことが、多職種の連携のために必要だと思います。

課題3 多面的・複眼的な子どもの権利把握が必要

今、子どもの自殺が問題になっていますが、子どもにとって一番大切なことは、いのちがきちんと保障されなければならないこと。これは第一の原則だと思います。

日本では基本的にいのちは保障されていますが、ふりかえてみれば、厳しい児童労働の下で子どもが育つことができない時代がありました。

子どもが学校に行くことによって、いのちも育ちも守られる。生活も守られるし、もちろん学びの機会になる。

学校は教育機関であると同時に子どものいのちを守る第一の場所でもあり、さらには子どもの生活を守る場所でもある。教育と福祉と文化の機能が統一された場所なのです。しかし現実の学校においては教育の場であるという意識と機能が強すぎ、もっと子どもたちが気楽に学校に行って、のんびりする時間もあり、友だちと自由に遊んだりするような場所として考えなければいけないのではないかと思います。

いのちが守られることをベースにしながら生活と発達が守られる。事実、学校では給食もあるし、保健室もあるし、子どもの体や育ちにかかわる基本的な権利を保障する機能を持っているわけですよ。

さらには、校庭があり遊具もあり、体育館やプールが

あり図書室もある。遊び、あるいはスポーツや文化活動を含めて、子どもたちが友だちとかかわって、楽しく幸せに生きる重要な空間だと思います。

ユニセフは初めのころ、子どもの権利条約の内容を4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）と紹介していましたが、この4つに限定してしまうと的確ではないとして、最近はHPでも4つの権利とは言わなくなりました。

私たちは権利条約から何をひきとって、子どもにとって必要なことを考えるか。今のところ私は、仮説的に次の6つの権利をおさえる必要があると考えています。そしてそれらを、学習権を保障する教育という言葉になぞらえて、《〇育》というふうに名づけています。

6つの「基本的権利」と6つの「育」

i) まず第1は、条約第6条、第24条にあるように、生きる権利・命と健康が守られる権利、すなわち生存権保障の課題です。その営みを《療育》（障害児の教育として理解されている言葉ではなく、すべての子どもは治療と療養が重視されるべきとした新語です）と呼びたい。

ii) 第2は、条約第20条、第26条に規定された安心した生活が守られる権利、すなわち生活権保障の課題です。それが《養育》です。

iii) 第3は、条約の第28条、第29条に規定されている学ぶ権利、分かるように教えてもらう権利、すなわち学習権の保障の課題です。それが《教育》の営みです。

iv) 第4は、条約の第31条に規定されている休息と余暇が保障され、楽しく遊び、想像力を羽ばたかせる権利、すなわち休息・余暇（気晴らし）権、遊び権、文化権保障の課題です。それを《遊育（ゆう・いく）》と呼びたいと思います。

v) 第5は、条約第40条に規定された失敗できる権利、やり直し立ち直っていく権利、更生権保障の課題です。それを《甦育（そ・いく）》と呼んでいます。

vi) 第6に自治権・社会参加権保障の課題があります。それらは、子どもたちが真に生活と発達の主人公になるために不可欠の権利であり、条約の第12条 第15条に規定されているように、自由に意見を出し合い集团的自治的に活動し、自ら集いあい、社会に主体的に参加していく権利です。その営みを《治育（ち・いく）》と名づけました。

問題は「競争的教育制度」だけではない、今の学校

これらをおさえた場合、今の学校は後半の3つ、iv) v) vi) についての配慮が少し弱いのではないのでしょうか。

日本の学校は、①余暇（気晴らし）・遊びの権利、②失敗しやり直す権利、③自治・参加への視点が軽視されているところに問題があると思います。日本の学校が子どもにとって安心の居場所になり、子どもが主人公として活躍できる場になるためには、特に余暇権・遊び権（遊育）、更生権（甦育）、自治・参加権（治育）の保障を重要する必要があると考えます。

学校にはカリキュラムがあり時間割があり、それに沿って生活しなければなりません、子ども自身が自分の時間を使って自ら生活を組み立てることが必要です。

権利条約の4つの一般原則、あるいはユニセフの4つの権利という特徴づけでは、ちょっと狭いのではないかと思います。先の6つの内容を仮説的に提案しているのです。子どもにかかわる仕事をする人が、それらを頭の中に入れておくことによって、子どもとのかかわりがずいぶん変わってくるのではないかと思います。

最後に、子どもの権利を保障し「こどもまんなか」社会を実現するためには、何よりも平和の価値を基本軸に据えねばならないことを強調しておきたいと思います。

子どもの権利条約はその前文で国連憲章に触れながら、「特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神」と明記し、児童憲章も最終条項で、すべての児童が「人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる」としています。

子どもの権利としての平和問題の規定が見えないことも基本法は、子どもの権利条約の言葉を組み込んではいえ、権利の思想と精神の継承に欠落がある。それらの弱点を補いつつ、到達した可能性を「子ども期保障」の実践・運動の中で最大限に活用していきたいと考えています。



「戦争する国」へと突き進む日本 子どもたちの平和と人権を守る



佐藤 学 さん

東京大学名誉教授
教育子育て九条の会
事務局長

「戦争をしない国」から「戦争する国」へ

政府は国会に諮らず閣議決定で一方向的にことをすすめ、集団的自衛権の閣議決定（2014年）、安全保障関連法の成立（2015年）、日本学術会議会員候補の任命拒否（2020年）、安保三文書の閣議決定で敵基地攻撃能力を持つ（2022年）など、とんでもないことをすすめてきました。

日本は「戦争しない国」から「戦争する国」へと変貌しつつあります。国会が無視され憲法が無視されてきた10年だだと思います。

この間私たちは「安全保障関連法に反対する学者の会」、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」などを立ちあげるなどして、この動きに反対する市民運動をすすめてきました。最近、嬉しいことと言えば、日本被団協のノーベル平和賞の受賞でしたね。

こうした最近の情勢は皆さんもよくご存じかと思ひ、タイトルとは違いますが、話しの内容を少し変えました。

ひとつは、増山さんの話を引き継いで、子どもの権利の問題を通して現代を見るということが一点です。

もう一つは、「資本とテクノロジーの暴走」が貧富の拡大をひろげ戦争を起こしており、歯止めがきかない。この現れが子どものところに現れているのが今のICT教育の流れだと思うのです。そこで後半はICT教育が一体どうなっているのか、子どもたちがどうなっているのか、この二つをお話したいと考えました。

つまり、「学びの権利の擁護と学びのイノベーション、平等公正な教育を実現する闘い」をどうすすめるかということです。

子どもの人権は、今。

right、human right とは

権利という言葉ですけれど、人権は human right、権利は right といいます。この2つは意味が異なっていて、僕はずっと前から主張しているのですが、これは誤訳だと思います。

なぜなら right とか human right というのは、権益とか利益に対抗する概念なんですね。

right は「正しい」です。ですから、語源を調べると justice と同じ、つまり、「正義」と同じです。要するに、「真つ当なことを真つ当なことだよ、と主張すること」を right といいます。なぜこんな誤訳が日本に広まったのか。通説では、西周（にしあまね）が翻訳したといひます。ところが西周はきわめて西洋の文化や学問に通じた人で、こんな誤訳をするわけがない。

最近の研究では、これを訳したのは北京在住のアメリカの宣教師ウィリアム・マーティンという人で、彼が訳したものを万国公法、インターナショナル・ローの翻訳ですでに中国で使われていた、しかも江戸時代にすでにこの翻訳が日本に流布していた。ですから西周はこれを踏襲したのだと思います。

ここで言いたいのは、right を権利と訳すことからくる様々な誤解を乗り越えていく必要がある、これが1点です。

human right というのは、人であれば必ず誰しもが持っている権利です。犯罪者であれ、貧困者であれ、富豪であれ、人であれば必ず持っている、つまり無条件でということです。

これに対して、right というのは、ある条件のもとで成立する権利です。たとえばお金を払ってものを買った時、所有権が発生する、18歳になると選挙権が得られる。これも条件になります。

そういうふうにと考えると、right は制限付きの権利であり、human right は無制限の権利なのです。子どもの人権、学ぶ権利はどちらかというとならば human right だと思います。

教育を受ける権利となると話はややこしくなり、学年年齢という制約がついたり、あるいは義務教育という制約がついたりする。だから right の方なんですけれども、学ぶ権利は human right です。

学びは子どもの「人権の中心」、「希望の中心」

学びは子どもの人権の中心だと私は考えます。

なぜなら、この権利を保障されないと、子どもは将来にわたってあらゆる人権にアクセスできなくなります。したがって、子どもにとって学ぶことが人権の中心であり、なおかつ、権利の中心であるとともに、子どもの「希望の中心」なんです。学び続ける子どもは決して崩れません。

私は年がら年中、学校を訪問し、先生方を支援していますが、多くはとって困難な学校です。そういう子どもたちと接していると、幼稚園から高校生になるまで、学びの希望を見出した子は決して崩れません。親が崩れようと友だちが崩れようと決して崩れない。

したがって一人残らず子どもに学ぶ権利を保障することが公教育の最大の使命だと思います。同時に、子どもにとって学びは、個人の尊厳と自由、幸福追求権を実現する闘いだと思います。

資本とテクノロジーの暴走が子どもの人権を破壊

新自由主義イデオロギーと教育政策のもとで、あるいはその後の経済破綻や戦争の危機のもとで、世界中の子どもたちの学ぶ権利が脅かされています。どのように対応すればいいのか。Learning Poverty (学びの貧困) の拡大が、世界の子どもたち、もちろん日本の子どもたちを襲っています。

新自由主義の教育政策で一番中心になっているのは、ゲイリー・ベッカーという人で、「人的資本論」と言っています。最近、「人材」という言葉が使われますが、英訳するとヒューマンキャピタル。文字通り子どもがキャピタルになっていて、資本つまり商品として売られているということです。このことを見ておかないと、子どもの人権は守れない。

資本とテクノロジーの暴走が子どもの人権を破壊しているという状況を、どのようにとらえて実践してきたかということをお話したいと思います。

学校改革 — 子どもが主体の学校に

「学びの共同体」という改革を提案してから、もう40年近くやっています。これは一つのビジョンと哲学とシステムですが、一つの例をご紹介します。

埼玉県川口市、ここは昔、映画「キューポラのある

街」の舞台になりました。吉永小百合が初めて主役をやり、ジュンという中学3年生の女の子を演じていました。キューポラというのは鋳物工場の煙突のことでありまして、この川口の地域は、江戸時代から鋳物工場の職員たちの街だったんですね。それが1970年、工場が全部つぶれたあとの広大な空き地に、関東で最大の風俗街が登場します。これが新風俗営業法で全部摘発されてなくなります。その広大な跡地に外国人の移民が入ってきました。現在川口市は、中国人の数は横浜市のを上回っており、クルド人など、あらゆる国の移民が入ってきています。

この川口市のK地区には中学校3校、小学校6校がありますが、中でもA中学校は多分日本で一番困難な学校で、埼玉の700近い中学校の中で50年間、学力は最低であり、校内暴力、対教師暴力、器物破損などが少ない年でも100件以上ありました。授業が成立せず、子どもの半分为教室から抜け出し、教室にいる子も突っ伏している。かなり大きな学校ですが、5分の1近く不登校がいる。だから親からの苦情が年間100件以上になる。そうになると、週あたりの労働時間が100時間を超える教師が半数をこえる。朝7時半に来て夜12時近くになる、この状態が50年も続いていました。

そこで学校からも依頼があり、2年半で一挙に改革にとりくみました。改善ではなく、革命なんですね。革命なので一気にやらなくてははいけない。

学び方を変えます。教室の授業も変えます。校長のリーダーシップも変えます。教師の研修も変えます。行政との関係も変えます。子どもの学ぶ権利を中心に全部再組織することです。一人ひとりの子どもを学びの主人公にする、主権者にするということです。

どう改革を行うのか。

私が書いた『学校を改革する』という岩波ブックレットを教師全員に読んでもらいます。そして、理念や哲学を理解してもらおう、「公共性の哲学」「民主主義の哲学」、それから「卓越性の原理」といいますがベストを尽くすことです。このシステムを提案し、これを一挙にやってもらいました。



まずは机の配置を19世紀型の教室から21世紀型の教室へ変える。共同学習は4人グループです。

授業の8割以上を、子どもが主体の「共同的探求」に置き換えていきます。通常の教科書で学ぶ内容は「共有の課題」と呼んでおり、グループでワークシートで作業する、15分から20分でできます。

授業の後半は「ジャンプの課題」です、3分の1くらいできて、3分の1がわからないで終わる、これくらいが子どもが一番夢中になる。これを導入して挑戦させるわけです。

3ヶ月後、教師たちは驚きました。みんな机についている。ただし、子どもは楽しく学んでいません。おもしろくないんだけど、ともかく机について学習に参加するようになったのです。

子どもを守るのは子どもたち

なぜこうなったのか。子どもを守るのは子どもたちなんです。教師では守れません。子どもは子どもたちで学ぶ、守りあう、支えあう、その関係があるから参加するんです。

教師たちは驚きましたが、私はシナリオ通りだと。この時は涙か出るほど嬉しかったです。一人残らず明るいです。女の子たちが明るく、男の子たちが優しいんです。最高のくみあわせですね。

吉永小百合が演じたジュンがいっぱいだと思いました。これまで1年に100件以上も暴力・事故件数が、この2年半でゼロです。親たちの苦情もゼロです。それどころかがみんな協力してくれる、支援してくれる。不登校は100人以上いたのが現在30人です。全国的には非常に増えた時期ですが、この学校はそれを減らすことができました。

一番困難なのは学力で、時間がかかります。だからあまり焦らないでいいよと言っていたのですが、県平均に接近し、社会科はトップになっています。

理科オリンピックというのがありますが、この学校では理科の実験が10年以上できなかった。必ず事故が起きる、器物破損をされる、それが今、公立学校で全国トップになりました。

先ほど言ったように、子どもたちにとって学びは生きる権利の中心であり、学びは生きる希望なんです。しかし、これを実現するためには教師の力では無理です。子

どもたちが子どもたち同士で支えあって学校の主権者になる。教師はそれが実現できるために、専門家として成長を保障する、そういう教師集団をつくる、これがポイントです。

この動きは世界に広まっています、2012年から国際会議をやっていますが、現在31カ国で私が提唱する『学びの共同体』が広がっています。去年はちょっと感動的なんですが、ガザ地区から教師3人がオンラインで参加してくれました。一緒に平和の問題や、子どもたちの人権保障についてディカッションをしました。

2ヶ月前に、上海の上海師範大学で講演をした時のことです。日曜日の7時から10時だったのですが、会場は1000人で満杯になり、オンラインではなんと23万人が参加していました。23万人を前に講演したのは生まれて初めてです。ところが、さらに10ヶ所のネット基地を設けたらしく、なんと総数100万人以上です。

中国は、民主主義に対して制約がありますからこういう改革には困難が伴います。だから教師や校長たちは大変な努力をしながら改革をしているのです。

Learning Poverty (学びの貧困) をどう克服するか

最近では、グローバルサウスの子どもたちの人権が一番脅かされています。特に新型コロナウイルスの後、貧富の拡大、戦争で、特に、アフリカ、東南アジア、ラテンアメリカで、Learning Poverty を克服するたてがいがすすんでいます。Learning Poverty には定義があってユネスコ、ユニセフ、世界銀行などが共通の定義で動いています。小学校4年生、10歳の段階で簡単な文章も読んで理解ができない子どものことを Learning Poverty といい、日本でも多分5%か7%はいると思います。

これをどうするか。この間、インドの学校閉鎖期間は66週。インドネシアは64週、メキシコは65週。ところがその間にインドはGDP世界4位になりました。メキシコは13位、韓国に次いでGDPが大きくなっている、上昇している。インドネシアも16位になりました。つまり経済はものすごく発展しているのですが、子どもの教育が犠牲にされたということです。

いわゆるグローバルサウスの子どもたちの貧困問題と、学ぶ権利の保障はとても重要だと考えています。世界的に見ると、Learning Poverty はコロナ前は53%

だったがコロナ後は63%になっている。ラテンアメリカは50%から80%になっています。いかにダメージが大きいことがおわかりになると思います。

メキシコは南部のチアパスというところが一番貧困で、教育も大変です。チアパスは革命運動のゲリラが続いているところです。次に貧困なのがタバスコ州。講演に行くと2000名の会場が全部埋まった。タバスコ中の教師が集まったと言われ、びっくりしました。

貧困問題と子どもの学びの権利の保障。これを今世界中の多くの教師たちがとりこんでいます。

Learning Povertyの実例をあげます。

タイの北東部のもっとも貧困な農村の学校の例で、小学校4年生の算数の授業です。

「共有の課題」として、縦、横が3cmの正方形の面積はいくらですか。9cm²だと、先生が確認します。次に縦が4cm、横が5cmの長方形の面積は？ 20cm²です。ここまで20分で終わります。次に「ジャンプ問題」で、先生が出したのは「縦3cm、横6cmの長方形の面積は？」僕はなんでこれがジャンプ問題なのかとびっくりしました。しかし、18人の子どもがいましたが一人も解けないのです。

縦3cm、横3cmの正方形は9cm²というのはわかった。縦4cm、横5cmの長方形は20cm²もわかった。だけど、縦3cmと横6cmであれば別の長方形だからわからない。つまり、一般化できない、抽象的思考ができないんです。面積というのは抽象的概念です。

日本の子どもでも、横6cm横7cmの長方形を描いて、その下に4cmと10cmの長方形を描いて、どちらが大きいかと聞いたら、下の方が大きいと言いますよ。なぜなら周囲が大きいから。

つまり面積の敷き詰めという概念と単位の何倍という概念がないと、面積は理解できない。

こういう子どもたちに会えば会うほど、数学的思考の本質的な内容、抽象的思考ができるような教え方をしていかないと解決しないのです。

他の例ですが、下の写真で奥にいる子は、Learning Povertyで字が読めません。ところがまわりの子が支えていくんです。メキシコの子も、インドネシアの子も、子どもたちはともによく支えあうのです。だからこの力を利用することですね。一緒に読んでいく、一緒に考えていく、というかたちで解決していくしかありません。

Learning Povertyを克服する（メキシコ）

① 克服の条件
学び合う関り
共有の学びとジャンプの学び

② 克服の過程
関りの中で学ぶ
抽象的概念と抽象的思考の形成
真正の学び

2 6
6 7
— —
8 3



ICT 技術によって教育は、子どもは

ICT教育によって教育はビッグビジネスに変貌しています。ICT教育のグローバル市場は自動車のグローバル市場の5倍以上の巨大ビッグビジネスです。このことを前提に考えないと今のICT教育の問題は理解できません。なお、ICT教育が普及しているのは、途上国と日本です。先進国は使っていません。

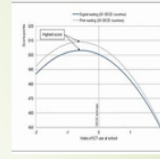
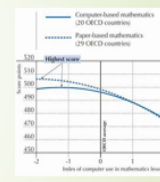

ICP教育で今一番大きな利益を上げているのは中国、

ICTの教育効果：学校のコンピュータ利用時間及び代数と学力は逆相関。

コンピュータを使えば使うほど学力は低下する。
PISA調査(2015)の結果：上図は読解力・中段は数学)学校のコンピュータの数と学力も逆相関 (PISA調査〈2018)

なぜか？

- ① 現在のコンピュータの使い方が間違っている。「教える道具」ではなく「探究と協同の道具」(学びの道具)に。
- ② コンピュータは深い思考、探究的学習には適していない。
- ③ コンピュータは学びを個人化することも要因として考えられる。

その次はインドですね。中国のICT企業は過去10年間に50倍の市場拡大をしています。ヨーロッパやアメリカの比率は下がっています。

先進国ではICT教育を使うと教育効果が下がることが教師たちは知っているのです。

これは信頼できるデータがみな結果を出しています。

左下図はピサの調査結果ですが、上の折れ線グラフは縦軸は学力、横軸はコンピューターの使用時間。下の折れ線グラフは、縦軸が学力、横軸が学校でのコンピューターの台数。学力との相関は、学校のコンピューターは使えば使うほど学力が落ちます。

これは、日本でもGIGAスクールが始まる前にわかっていました。GIGAスクール前にコンピューターを積極的に導入したのは九州の5県で、一番すごいのは佐賀県。全国学テの結果を調べてみてください。九州5県は軒並み学力が下がってきて、一番コンピューターが普及しなかったのは秋田県。

マッキンゼーの調査（2020年、51か国34000人の教師・生徒の調査）では、教室でのコンピューターの利用を「教師一人」「教師と生徒も共に」「生徒一人」で

比較した場合、「教師一人」で使った時のみ効果があり、「生徒一人1台端末」が最もダメージが大きい。

アメリカでは、低学力の学校をIT企業に売るので。ビル・ゲイツの財団が買っているんです。そうすると、子どもの数だけ公費が民営の学校に流れる。買い取ったIT企業は教師の半分をクビにします。教育費は人件費が8割ですからボロ儲けになるんです。

同様のことは、日本でも通信制の高校で起こっています。

サラはどこにいるの？

ロンドン大学のスティーブン・ポールという教授が、ロサンゼルスでビル・ゲイツに買われた学校で学んでいる、サラという女の子を主人公にして調査した論文を書いています。サラのコンピューターの向こう側では、世界のIT企業の膨大なマーケットがグローバルネットワークを形成しています。

そこで問います。サラはどこにいるの？ 教室にはいません。IT企業の巨大なマーケットに取り込まれている。教師はどこにいるの？ 教師はその仲介役になっている。サラは幸せになれるの？—こういう問いです。

ICT技術によって教育は「ビッグビジネス」に変貌し、子どもは「商品化」されている。

- ① ICT教育市場は急成長をとげ、現在はグローバル自動車市場の5倍にまで膨れ上がっている。
- ② ICTによって、教育は「ビッグビジネス」へと変貌した。ICT教育企業は、グローバル・ネットワークを形成している。
- ③ ICT教育によって、公立学校はICT企業に売却もしくは委託され、教師が大量に解雇されている。（アメリカ、インド、スウェーデンなど）
- ④ ICT教育によって莫大な利益をあげている国は、中国、インド、アメリカである。
- ⑤ ICT教育の標的になっている地域は、アフリカ、東南アジア、ラテンアメリカ、そして日本である。したがって、ICT教育が盛況を呈しているのは、先進国ではなく、途上国である。民営化の標的になる学校は貧困地域の学校であり、低学力の学校である。
- ⑥ 「ICT教育先進国」とされる韓国では、来年から教育予算の半額を使って「生成AI搭載のデジタル教科書」を使う「スマート授業」の推進が計画されている。
- ⑦ 他方、スウェーデンは教室でのデジタル教材の使用を禁止する法律が昨年成立した。（フィンランドも検討中）。オーストラリアでは16歳以下のSNSを禁止する法律が可決。

第四次産業革命 No.1008
第四次産業革命と教育の未来
ポストコロナ時代のICT教育
佐藤 学

子ども「一人一台端末」の
その先は？
新型コロナウイルスによって社会が激変するなか、
未来を拓く学びを実現するには？

アメリカでは土日になると、教師や子どもたちとかがデモをやるんです。「学校はビジネスではありません」「子どもを企業に売らないで」「教師をクビにしないで」そういうデモです。(下図)



韓国は今ひどい動きをしています。

国家の教育予算の半分を生成 AI つきのデジタル教科書の開発にあてています。国家の教育予算の半分ですよ、すごいですね。来年からそれを使えという。

これは「スマート授業」といわれています。先生がボタン一つおせば授業ができてしまう。あとはコンピューターがやる。怖いのは、教師たちがこれで授業準備しなくてすむとか、授業で悩まなくてすむといい、受け入れることです。

2ヶ月前、韓国政府の推進室長が企画したシンポジウムで講演を頼まれました。なんで僕がと思ったら、『第四次産業革命と教育の未来』という僕の本が翻訳され、この表題だけみて、僕が ICT 教育の推進者だと勘違いしたらしい。これ幸いと行ってきました。今日のような話をデータも使ってもうちょっと深くやりました。会場はパニックです。

これが ICT 教育先進国といわれる韓国です。

未来の教育の展望

ユネスコが 2021 年に新しい報告書を出しました。

Reimagining Our Futures together

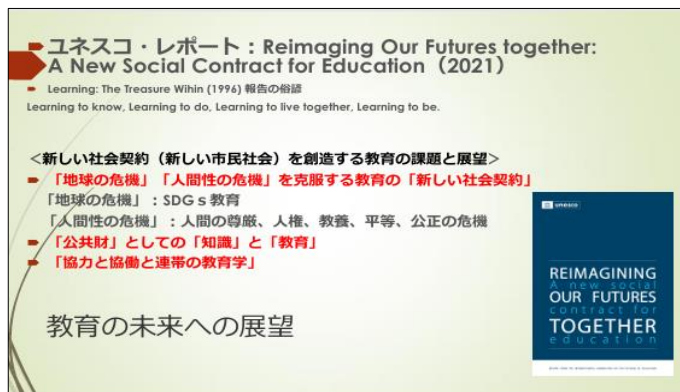
翻訳がもうすぐ出るはずですよ。ぜひ読んでください。

どういう報告書になっているかというと、現在の教育の危機は 2 つあります。1 つはヒューマン性の危機、人間の尊厳の危機、権利の危機。もう一つはプラネッ

ト、地球環境の危機です。この二つがからみあって、世界の人類を危機に陥れている。そこに教育の課題がある、ということを宣言しています。おもしろいことは、サブタイトルが New Social Contract for Education

New Social Contract というのはとても重要です。新しい社会契約が必要だということです。古い社会契約というのは 17, 18 世紀のホブズとルソーです。これに代わる新しい社会契約を教育の中で追及する。それにのっとる教育を行うべきだと言っているのです。中でも重要なのは、教育はコモンであり、パブリックである。それから知識も人類の共有財産であるコモンであり、公共的なものでなければならないということを謳っています。

私たちは今、新しい社会契約を求めている。これは言葉を代えると新しい社会主義を建設することです。人類全体が新しい社会主義の建設に向けて努力していくべきという宣言だと思います。私はその一端をこの間に追求してきましたし、担っていききたいと思います。皆さん一緒に頑張りましょう。



補足発言

以下の質問に答えて



佐藤さんへの質問

- ① 川口の実践で、佐藤先生がどのように関わり、どんなふうに変化が起きていったか

- ② なぜそんなに世界中の国から、佐藤さんの実践を聞きたいと思われているのか
- ③ 「学びの共同体ネットワーク」に葛飾の中学校の実践があり、視察に行きたいが、東京 23 区でも広がってきているのか
- ④ 権利という漢字について

権利は条件制約のもとで成立するというところに非常に衝撃を受けました。私は日頃から権利という言葉は何気なく使っていますが、権利の利という字が利益の利であるということに、ちょっと疑問というか違和感を感じはじめています。西周先生は、権利の利は理にかなうという理という漢字を使っていて、そっちの方がしっくりくるものがある。なんで利に変わっていったのか疑問に思っていたので、ご見解を伺いたい。

私は年間 100 以上の学校に関わっていますが、改革はイノベーションとネットワークです。イノベーションは、学びのスタイルを変える授業のスタイルを変えること、ネットワークは繋ぐということです。

教育運動が衰退した一つの理由は、運動で変えようとしたことにあったと思います。運動は中心をつくりボスをつくります。ネットワークは全部が中心、脱中心化です。イノベーションをやることによって繋いでいくという、そういうやり方を 30 年前からやっています、これが一つのカギかなと思っています。

今の学校を変えるのは本当に難しいです。昔は教師ががんばれば変えられたのですが、今はそんなに単純には変わりません。

校長が変わってくれないといけない。ただ校長の中には私が提唱するような理念に賛同する校長はたくさんいます。今の学校の現状に苦慮している校長もたくさんいます。この校長たちをネットワークで繋ぐ。僕がやっていることは支援だけです。岩波ブックレット『学校を改革する』を呼んでください。600 円です。そこに全部秘密が書いてあります。これをみんなで読んで挑戦するというスタイルです。僕は自分が変えているとは思っていません。変えていけるのは子どもたちです。

川口の学校の例でも、先生たちと子どもたちに聞いたんですが、なんと 98%の子どもたちが「これを絶対支持する。手放したくない」と言っています。「自分たち

の学ぶ権利を手放したくない、このスタイルの学校改革を続けてほしい」と言っています。子どもは絶対裏切りませんので、その力を中心におくということです。

何度も言いますが、子どもたちは学びの主権者です。しかし、一人ではたたかえません。困難な地域の子どもにとって学びはたたかいなんです。そのたたかいを作りだす連帯を子ども同士の中に作りだす。ここは信頼することだと思います。このことがわかる校長が存在すること、これがカギかなと思います。

世界で広がっているという、実は僕もわかっていないんです。41 冊が 12 の言語で翻訳・出版されて、なんと購買された本の総冊数は 300 万冊を超えています。

たぶん、ユネスコの報告にあるように、未来の教育のあり方というもののモデルとして受け入れられているのだらうと思います。そこに希望を託す一つの議論の材料になっているのだらうと思います。驚いています。

難しいのは東京都です。教育改革が一番すすんでいません。悪戦苦闘してきましたが岩盤のような頑固さ、難しさがありません。

次に難しいのが大阪市です。京都市です。つまり大都市が難しいです。この都市における難しさの問題というのは、まだ道が見えない。皆さんと一緒に考えていきたい。一方、地方は大きく動いています。

最後のご質問ですが、いいご質問ありがとうございます。西周は「権理」と一時は表記しますが、でも、最後まで一貫しないんですね。それから、もう一人異を唱えた人が福沢諭吉です。福沢諭吉は権利という訳はおかしいとして「通義」と訳しました。義を通す、つまり正義を通すという意味でね。福沢諭吉も晩年は権利を使っています。「真っ当なことを真っ当であると主張すること、そういう意味では少なくとも明治時代には根づかなかった。僕も調べてみましたが、権利という、権もおかしい。利もおかしいと、違和感がずっとありました。

「真っ当であることを真っ当である」と、「正しいことを正しいとはっきり主張すること、この思想だというように考えればいいのかと、僕は思っています。



参加者の発言から



村越はるみさん

松島・中央九条の会



子どもの権利条約について関心を持っていたので、増山先生のお話を本当に感動しながら聞いておりました。

江戸川区で「子どもの権利条例」というのが制定されて、素敵なパンフみたいなものが来て、「国連の子どもの権利条約をもとに制定しました」と書かれてありました。教育委員会を通してなのか、どういうふうに出てきたのかプロセスはわかりません。

現実には、不登校は多いし、授業参観によく行くのですが、タブレットで授業していて子どもはあんまり意欲がないような学校生活に見えます。本当に子どもの権利条約の精神をわかっていて、こういう条例を作っているのか。条例を活かした教育現場、学校生活、教育予算など、私たちがやれることがあるとすれば何かあるのか、アドバイスしていただければと思います。

ゆいさん

東京高校生平和ゼミナール

私たちは、平和について学ぶ高校生サークルとしてフィールドワークや学習会、署名活動を行っています。

今年は、靖国神社やわだつみの声記念館などにフィールドワークに行ったり、イスラエル大使館前で抗議行動を行ったりと幅広く活動して来ました。

8月には広島で全国高校生平和集会に参加し、被爆者の方の話の聞いたり、資料館を訪れたり、全国から集まった高校生たちとともに平和について学びました。

日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の方々が、核兵器の悲惨さを伝え、世界が二度と同じ過ちを繰り返さないようにするために、声をあげ続ける姿勢は、私たちの平和への想いをより一層強くしています。

平ゼミでの活動は、学習会やフィールドワークのたびに新たな気づきが得られて、とても充実しています。私が三年間の活動を通して、はっとさせられたことを列挙

してみると、

- ・本土にいる私たちは沖縄に多くの米軍基地の負担を強いていて、オスプレイ、辺野古基地、PFAS、さまざまな問題が今も現在進行形で存在していること。
- ・日本の加害の歴史。日本が中国、朝鮮、アジアの国々の人を戦中どのように扱って来たのか。
- ・日本は「唯一の被爆国」ではないこと。マーシャルなどの核実験場があった地域をはじめとする、多くの住民が被曝していたこと。

これでもまだほんの一部です。

私は自分の高校で11月に、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名を集めました。学校のなかで行うのは初めてのことで、知り合いがどれくらいやってくれるかは全くわかりませんでした。友達の中で手伝ってくれる人が何人か出てくれて、全校の4分の1以上に当たる、319人から集めることができました。声をあげれば、賛同してくれる人はきつといる、だから自分から行動を起こそう、こう強く思えました。

核兵器禁止条約の署名を東京高校生平和ゼミナールで3000筆、広島・沖縄平和ゼミナールなどとあわせて1万筆を集めて、来年3月に外務省に提出したいと思っています。この目標を達成できるように、これからもたくさん学び、仲間を増やしながらか、活動を続けていきたいと思っています。

荒木恵美子さん

東京学生平和ゼミナール



東京学生平和ゼミナールはおとし5月に発足し、高校生平和ゼミナールとともに、政府に核兵器禁止条約の批准を求める署名1万筆を目標に掲げ、来年3月の外務省への提出に向けて街頭や広報で集めています。2020年、おとしに続き3度目の要請行動となります。

プーチンの度重なる核威嚇発言、そしてベラルーシへの核兵器移送宣言に続きイスラエル閣僚による「ガザへの核投下も選択肢の一つ」など核使用の言及が相次いでいます。核使用はもちろんのこと。そもそもこのように核使用をちらつかせ脅す言動そのものが我々人類、そしてあらゆる生命に対する脅威そのものであるという認識を、国際社会において確固たるものにしていかなければ

ならないという思いが日々が強まっています。

来年は日本が終戦を迎えて80年となります。当時の記憶を持つ、戦火を生き延びた人々や被爆者の方々の平均年齢も上がり、私たちが直接お話を伺える最後の世代であると言われていています。残された時間が刻々と過ぎていく今、これまで以上に真正面から向きあい、とりくまなければならないと身がひきしまる思いです。

そして、核兵器に苦しめられてきたのは日本の被爆者にとどまらない、ということの認識も広げていかなければならない、と痛感しています。

日本は戦争被爆国であるとともに、侵略、植民地支配をはじめいくたの戦争犯罪を犯した国であるという自覚が乏しいまま責任を果たしていないという国全体の問題であること、そして差別意識は今も沖縄やアイヌ、日本で暮らす外国の人々、昨今であればクルドの人々であったり、そしてとりわけかつて日本軍が侵略支配した中国、朝鮮、東南アジアなどの周辺国出身の人々に対する偏見、憎悪につながっていると感じます。

開会の言葉でもあったように、今回の衆議院選挙で過半数割れした自公政権ですが、新たに首相に就任した石破氏の軍事路線の危険性も皆さんと共有させていただきたいと思います。

被団協のノーベル平和賞受賞の発表直後、田中熙巳氏との電話会談において、「アメリカとの核共有の正当化を石橋氏は平然と主張していた」と田中さんご本人から伺いました。

第二次安倍政権以降の身勝手な憲法解釈、我々の思想表現の自由を著しく制限する、“戦争前夜”に近づけてしまっている今、この動きをくいとめるために知恵をふりしぼり、皆さんと団結していかなければならないと思います。不条理が横行し、それをやめさせることもできずにいることに対し、憤りや時に無力感に苛まれることもあります。それでも、先人の方々がつないでくださったバトンをまた次の世代へとつないでいけるよう、運動と連帯をさらに広げていきたいと思います。

すぐに成果が現れなくても私たちの訴えは人々の記憶に残り、そして世論を動かす力を秘めている。そう確信しています。厳しい情勢が続く覚悟で、これからも根気強く活動に励んでいきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

星野泰良さん

葛飾退職教職員九条の会



皆さんと同じように、子どもたちが平和を愛し、かつみんなのことを考えられるような大人になってほしいと願っております。

しかし、今、大人のモデルが悪すぎる。ある意味で日本人が劣化したというか、人類全体が劣化したというか、そういう感覚を持っております。しかしちょっといいニュースとしては、自公が過半数割れしたという、このいい条件を生かしながら、一步でも前進させていくという大人全体としての努力目標もあるし、また私たちみたいに、特に市民運動をやっている人たちがいい大人のモデルを示していくというか、こういうことが非常に重要で、そしていいモデルの人をうんと増やしていけば、その集積として日本が今よりは良くなっていくのではないかと考えております。皆さんと一緒に頑張りたいと思います。

安達寿子さん

静岡・元小学校教員



退職後に民生委員を頼まれてやっていたのですが、毎月、民生委員が集まる会議では、必ず児童憲章を復唱しました。教職についていない方でも、そういう思いをもって民生委員の活動をされていることをいいなと思っていました。

『人権と民主主義の教育をめざすネットワークの会』集会で、ある保育園のベテランの保育士さんが「保育の精神を小学校教育にも取り入れてほしい」というお話をされました。同感です。私は低学年を受け持つことが多かったのですが、コロナ明けの学校で明らかになったように、特に低学年の子ども達には、実体験をする中で、お互いに支えあうとかケアの精神を持つのが大事だと思っています。

静岡市では小中一貫教育が一斉にやられるようになっていて、中学校に行くと困らないように小学校でこんな力をつけるということが言われ、それが子ども達を追い詰めています。テストとか短い休み時間、黙って掃除するとかを強要され、いろんなことを自由にはできないようにされることで自信を持っていないのではないかと思います。

す。たとえもめごとや失敗があった場合でも、子どもたちが支えあい話しあっていけば、どうしたらよいかを将来にわたって考えられる力をつけていけるのではないかと思います。

亀山統一さん

琉球大学教員



琉球大学の農学部で教員をしています。率直に言って、地方の国立大学はかなり財政的に厳しいので、教育の改善をしているように見えながら、どうやってお金を減らしていくか、今までやってきたことを削っていくかを強いられる。給料をいかに下げていくか、教員をいかに減らしていくかという圧力に、教職員は対案・解決策が見えず、疲弊しております。きょう、とても原則的な、こういうことを求めていくべきだとストレートに語り合う集会に参加して、とても新鮮な気持ちで聞かせていただきました。

私は、琉球大学で長年続けてきた、1～3年生を対象にした一般教養科目での平和教育の実践で、今の学生たちがどんな反応を示すかについて紹介します。

沖縄でも本土の皆さんも、どうしてもイメージしがちなのは「命どう宝」とかオール沖縄のこれまでの見事なとりくみ、県民の総意をつくってきたことだと思うのですが、一方で「それって本当に県民の総意なの？」と冷笑的に言ういわゆる自公勢力も当然あります。オール沖縄は年寄りの要求だ、戦争を知ってきた人、あるいは復帰前の沖縄を知っている人の運動で、今の人たちはそういうことは考えていないんじゃないの？とよく言われますし、選挙でもそのような投票傾向が出ていることは一定の事実であります。

若い学生たち、新たに有権者になった層がどんなふうに考えているかということをお話しします。

私は「核の科学」という科目を数名の教員で担当しています。授業案内に、これは平和教育だとはっきりわかる内容を書いてあり、あえてそれで受講してくる100名弱の学生と話をします。私の担当は最後で、すでに学生は12回の講義を聞いています。それでも、受講生が最初に書くことは、「私たちは「憲法を守れ」「基地反対」がデフォルトの世代と違います。今の若い世代は基地があって当たり前で、基地の中のスポーツチームと交

流できたりして充実した高校生活を送っていたりすることがあるから、基地は必ずしもいやではない。あるいは基地に就職している仲間がいる。基地があるのが当たり前なので、なぜそれを直ちになくせということに賛成できるのか。疑問があります。」そういう意見が大勢を占めます。しかし基地被害は現にあるので、「本当に基地があっているの？」とってしまいます。

そこで、基地がどうやってできたのかについて、まず90分かけて沖縄戦から話をします。そして、彼らは復帰前の状況を初めて知ることになります。沖縄の高校までの平和教育において、沖縄戦については詳しく習うんですが、その後復帰までの米軍統治下で何が起こったかはほとんど教えられていないのが実態です。それを知ると学生は非常に驚きます。そして、復帰によって憲法を獲得したことで、新たな基地が作られていないとか、社会が激変する。そういう歴史を見る中で、法の支配とか人権というのはこういうかたちで現れてくるのだと知っていきます。そして、基地の現状などを習います。すると、最初の大きな変化として、「米軍の支配というのは、いろいろな問題があることがわかりました。自衛隊を強化して自衛隊が核を持ったらいいのではないか」という反応がかなり多数出てきます。私は驚きました。でも考えてみるとそれは妥当な話で、これで（従属的な同盟を脱して）「普通の国」になるわけです。

その後、90分2回の講義で、「中国が脅威だと言われますね。ロシアも北朝鮮も何をするかわかりませんね。では、そういう国と軍事対立を続けていき、たくさんミサイルを持ち、たくさん基地をつくっていったら、どれくらいのお金を使い、その分何ができなくなるか。また、実際に中国が攻めてきたら、私たちが戦って勝ったとしても沖縄の島はどうなっているか、日米はどういう軍事作戦をとる方針か」というところまで話します。すると、「なるほど軍事で解決すると、人や自然が壊されていく、あるいはSDGsを達成できない、持続性のない社会になっていくんですね」とわかります。

私たちの世代なら5分でわかるべきだと思うんですが、今の世代は具体的にこうなるというところまでリアルに話したときに「なるほど」と納得します。そして市民や学生が平和運動をどうやって進めたかを知ると、平和の担い手になっていきます。3回の授業の前とは全然違う学生たちに変わっていくわけです。「沖縄がこうい

う歴史を負っているから基地の中のスポーツチームと交流する以外の選択肢がなかったんだ」とわかってくるんですね。それとちがう未来もあり得るということも。

そういう長い対話が、いま必要ではないかと、強く感じています。スマホとかSNSとかだけでちょっと話やチャットをしてそれを受け取っているだけでは個人も社会も変わりません。聞き手は少数でよいかから、いかに長い時間、質のよい対話を重ねるか。そういう場をつくっていかねばと考えながら、実践をしています。



池田香代子さん

翻訳家
教育子育て九条の会
呼びかけ人

日本被団協のノーベル平和賞受賞は素晴らしいことです。田中熙巳さんは93歳、ということは被爆された時は13歳です。つまり、子ども時代の体験に突き動かされた運動、子どもの田中さんが始めた運動なのです。

ウクライナやガザから広島に来て、被爆した市街のジオラマや写真を見て、まるで私の故郷だと言って帰っていく子どもたち、若い人たちの80年後を、田中さんの姿に重ねました。

今回の受賞を記念して、友人の橋本公^{いさお}というアート作家の作品がオスロのノーベル平和センターに1年間飾られます。15分のビデオ作品です。『1945-1998』というタイトルで、インターネットに載っていますので、ぜひご覧になってみてください。

子どもの権利条約、日本では1994年に批准してからずいぶん時間がたちましたが、全然広がりません。

2003年、ユニセフが、子どもたちがこの条約の中身を知らなければ話にならないということで、世界共同で絵本を出しました（『すべての子どもたちのために 子どもの権利条約』、ほるぷ出版）。私は日本の絵本に参加して、翻訳を担当しましたが、広がらない。

ラジオ子ども電話相談室という番組、今は理系ばかりですが、少し前は文系もあって、私も何度か出たことがあります。あれ、仕込みなしなんです。突拍子もない質問が降ってくるわけ。

私は憲法についての回答者でしたが、ある小学生とどうも話が噛みあわない。生放送ですから、もう心臓バクバクです。そしてはっと気がつきました。「権利って大

人だけのものだと思ってる？」と聞いたら「そうだ」と。その子は、選挙権や飲酒のように、権利って大人のものだと思っていた。「そうじゃないよ、子どもにも権利はあって、子どもの特別の権利もある」という話をすることができました。

先ほど増山さんが強調なさっていた、何もしない時間を持つという権利を、他の本で「退屈する権利」と訳したことがあります。

私たち子どもの頃、「退屈だね。退屈だね」って言い合う時って、すごく幸せだったじゃないですか。そして、その次にみんなで爆発的におもしろいことを思いついて、始める。でもその前段には退屈な時間があるわけです。ところが、今の子どもたちは退屈な時間がないんです。すぐYouTubeを見るんです。下手をすると、何人が集まってもそれぞれが自分のタブレットを覗く。

佐藤さんのお話で、ICT教育はとんでもないことになっている、と知りました。私は現場を全く知らないのので、これから勉強しようと思います。コロナ禍のおかげで子どもたちが一人1台タブレットを持ち、ますます退屈する時間がなくなってしまった今、いろんな課題があると知りました。

もっと言いたいことがあります。やめておきます。いい時間を過ごさせていただきましてありがとうございました。

アピールの提案

岡田慶子さん

三多摩子育て教育問題連絡会



閉会のあいさつ

上原公子さん

元東京都国立市長
教育子育て九条の会呼びかけ人



長時間にわたってつどいにご参加いただきましてありがとうございました。

会場に46人、オンラインで53人、合計100人に1人足りなかったのですが、99の方がご参加いただきました。本当にありがとうございました。

いつもながらこの会に参加すると、現場のたいへんさやいろいろな問題を抱えている人たちの話を伺いながら悩んでしまいますが、きょうは増山さんと佐藤さんお二人のお話で、「そうだ。やっぱり私たちが子どもの権利をどう支えていくか。これこそ憲法26条が言っていることだ」と思うのですが、このことを改めて考えさせていただきました。本当に充実した会だったと思います。

ちょっとだけお話をさせてください。

奥田知志さんという牧師さんをご存知ですか。息子さんの奥田愛基さんはSEALDsのリーダーでした。そのお父さんで、北九州でホームレスの人たちを支える活動をしている、とても素晴らしい活動家です。その方とお話をした時に、先ほどrightという、正義かそれとも権利かみたいな話がありましたけれども、ちょっとそれに似たような話がありました。

ホームレスですからホームがない、でもハウスがないのかもしれない。ホームもない、絆もない、でもあなたがそうやって生きていくだけで価値があるんだよということを伝えるのがすごく大変だといえます。そこまで行き着いて、ああ生きていいのかと思ったときに、ここにおいてよと言って、ホームで絆をつなぐという、「抱僕」というNPO法人を立ちあげた。原木・荒木のま、そのままの木を抱いて価値を生み出していくということらしいんですが、そういうNPOを作っていらっしゃいます。

その奥田さんが、障害者施設やまゆり園の元職員が入所者を襲って16人が亡くなり、20数人が負傷したという事件を起こした植松という人の話をされたのです。

奥田さんは直接刑務所に行って上松さんと話しましたが、彼が言いたかったのは、「役に立たない障害者がこの世にいるということ自体が不幸なんだと、こういう人たちは社会に不要な存在だから、安楽死で殺すことによって世界を平和にする、それは正義だ、自分は正義のためにやった」という。そういう正義感で犯行を犯し、裁判中もまったく反省がない。精神鑑定を受けて異常があれば刑を軽くすることもあるのですが、「自分は正義で正しい、そういう鑑定をするなら死刑にしてくれ」という、まったくの正義感でやっているというお話

でした。

奥田さんが「じゃあ君はこの犯行を犯す前は社会にとって役に立つ存在だったのか」と聞いたら、一瞬言葉に詰まって「あまり役に立たなかったのかもしれない」と言ったそうです。彼は「役に立つ人間」「役に立たない人間」という選択をして、自分が一歩まちがえば役に立たない域に入ってしまうギリギリのところにいたのではないかと。

人間は自分らしく生きる権利があるということが憲法11条、13条、97条にあります。

昨日、福岡高裁で、別姓婚を認めないのは憲法違反という判断が出ましたけれども、「自分らしく生きる権利」というのは本当に大事だけれど、自分を認めてもらえない、完全に無視されては、自分らしく生きるということはなかなか難しい。

植松という存在は、彼らを抹殺することで自分が正義をはたして、自分の存在を認めてもらいたいというところにあるような気がするというのでした。

私は旧教育基本法の前文「憲法の理想の実現は根本において教育の力に待つべきものである」という、ここが好きなんです。

学校というところは単に学習するというだけでなく、生活の場であり、自分のいのちを守ってくれるところであって、遊びやいろんなことを学びながら生きる権利とか、そういうことを知る場所、生きる力を得る場所である、ということです。闇の深い社会だからこそ、一人ひとりを大事にし、お互いに認めあう社会にするために、私はこの教育基本法の前文の「憲法の理想を実現するために教育の力がとても大きい」という、ここに力を入れたい。

そのチャンスが今回の選挙で少し出てきたかもしれないので、次にまた選挙がある時にはみんなで自分の権利を勝ちとるためにも、「選挙に行こうね」と大声で言いながら、皆さんとともに活動したいと思います。

本当に素晴らしい充実した一日を送ることができました。また次の会にもおいでくださいますよう、お願い申し上げます。この会を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。



アピール案

子どもの権利条約批准30年

貧困や差別、戦争の危機から子どもを守り、平和な社会をつくろう

日本は過去の戦争への深い反省から、「武力を持たない。二度と戦争をしない」と誓い、新しい憲法を獲得して平和国家への歩みを踏み出しました。

しかし、80年の時を経て今、再び「戦争への不安」が現実のものになろうとしています。

歴代の自民党政府が「自衛隊は戦力ではないから憲法に違反しない」としてきた「専守防衛」を逸脱して「集団的自衛権の行使」「敵基地攻撃能力の保持」を掲げ、憲法9条2項の破棄を主張する石破茂・総理大臣のもとで、ますます軍備拡大・戦争準備に向けた動きが強められています。

こうした中、10月の衆議院選挙では、「戦争させない、憲法を守れ！」の国民世論と運動がみのり、「改憲反対」を掲げる党派の議席が3分の1を超え、「改憲勢力」の議席を、改憲に必要な3分の2未満に抑え込みました。

世論調査でも約6割の国民は「憲法9条を変えない方がよい」と答えています。

日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）がノーベル平和賞を受賞したことは、日本はもとより世界の人々が、核戦争を起こしてはならないと強く願う意思の現れです。

高校生・大学生、若者たちが核兵器禁止条約の批准を求め、署名運動と政府への要請を続けているなど、平和を求める行動が若者の中にも着実に引き継がれています。

ウクライナやパレスチナ・ガザ地区の惨状に心を痛め、「戦争をやめよ」との声が世界中で高まっています。今求められることは、軍備拡大競争や核による脅しではなく、平和外交に徹し、「戦争させない、加担しない」という国際世論を高めることです。憲法9条を持つ日本政府はその先頭に立つべきであり、私たち市民も大きく運動をひろげていきたいと思えます。

今年は、日本が「子どもの権利条約」を批准して30年の節目の年です。

昨年4月に施行された「こども基本法」第1条には「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と明記され、「こども家庭庁」が設置され、ようやく政府も動き出しました。これらは、子どもに関わる市民の長年にわたる様々なとりくみを反映した一つの前進であるといえます。

しかし、法律に文言が書き込まれただけでは、子どもの状況は改善されません。

不登校児童生徒は34万6482人（2023年、文科省）で過去最多、小中高生の自殺も513人（2023年、厚労省）で依然として過去最多の水準です。

その背景には、経済的貧困や家庭の困難、学力競争と管理的な教育、教職員の人員不足と多忙となど、子どもが学び育つ環境が十分に守られていない実態があります。コロナ禍の数年により、子どもたちの日常における人間関係の希薄化なども指摘されています。

子どもたちには、いのちの危険にさらされることなく、しあわせに生き、学び成長する権利、苦しみや願いを表現し受けとめてもらえる権利があります。これを市民や子どもたち自身にひろく知らせ、具体的に実現していくことが政府や自治体の責務であり、私たち市民の活動にもかかっています。

2025年度の防衛費の概算要求は8兆5389億円にもおよび、教育や学問研究に関わる文教予算の約2倍です。「台湾有事」などと「敵から国を守る」ことを口実に軍事費を増やすのではなく、「子どもたちの今と未来を守る」ために「憲法のもと平和に徹する」政治を強く求めていきましょう。

「裏金・金権政治」への国民の怒りを前に過半数割れに落ち込んだ自公政権に対し、「今こそ政治を変えたい」という市民の願いを受け、立憲主義に基づく野党と市民の共同を再構築し、戦争の不安のない、民主主義が大切にされる社会をつくるために力をあわせましょう。

2024年12月14日

「憲法と子育て・教育を考えるつどい」参加者一同